

平成 26 年度 第 1 回長野県食と農業農村振興審議会 議事録

日時：平成 26 年 6 月 6 日（金）10 時 00 分～12 時 00 分

会場：長野県庁議会棟 3 階 第 1 特別会議室

1 開会

【農業政策課 奥原】

定刻になりましたので、ただいまより平成 26 年度の長野県食と農業農村振興審議会を始めます。本日の進行を担当いたします農業政策課の奥原と申します。よろしくお願い申し上げます。

若干事務の連絡等を最初に申し上げます。審議会の委員の委嘱についての報告でございます。本審議会は長野県食と農業農村振興県民条例に基づきまして、長野県が実施いたします食・農業・農村の振興に関する施策について調査審議するために設置されている機関でございます。現在 15 名の方をご委嘱申し上げているところでございます。

昨年の 8 月 5 日付けで委員の委嘱をさせていただいたところでございますが、変更が若干ございます。この 3 月まで長野県議会を代表して委員を務めていらっしゃいました、木下茂人様、甕裕様におかれましては退任され、代わって県議会からの推薦によりまして下沢純一郎様、桃井進様を 4 月 1 日から委員に委嘱させていただきました。今日は桃井進委員におかれましては、別の公務がございまして欠席でございます。

会議の成立について申し上げます。資料の 1 ページをご覧くださいと思います。審議会次第の紙の裏面になります。本日委員 15 名の内、名簿の一番の左の数字を四角で囲ってあります 5 名の方が欠席でございます。県の栄養士会の園原委員さんにおかれましては、30 分ほど遅れるということでございます。このため今日の出席は 10 名ということで、過半数に達しておりますので審議会の条例 30 条の 2 項によりまして成立しているということでございます。

本日の審議会の予定ですが、正午を目途ということでございますのでよろしくお願いいたします。

また、この審議会は公開となっております。後日議事録を公表する関係で録音をさせていただきますので、ご了解いただきたいと思います。大変申し訳ございませんが、今日も蒸しておりますので、上着はお脱ぎになっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして県農政部中村部長よりご挨拶申し上げます。

2 あいさつ

【中村農政部長】

農政部長の中村でございます。平成 26 年度もよろしくお願いいたします。今日は長野県

食と農業農村振興審議会を開催いたしましたところ、茂木会長様を始め委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。また委員の皆様方にはそれぞれのお立場で県行政、とりわけ農業政策の推進などにつきまして大変なご理解とご協力を賜っているところでございまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成 24 年度にこの審議会におきましてご検討ご審議をいただきまして、平成 25 年度 2 月に策定をいたしました第 2 期の長野県食と農業農村振興計画でございますが、「夢をかなえ人を結ぶ、信州の農業・農村」を基本目標といたしまして、それぞれの達成指標の実現に向けまして具体的な施策を展開させていただいているところであります。県だけでなく、市町村や関係団体はもとより、農業者の皆様とともに取組を進めて参っているところでございます。

現在、平成 25 年度の具体的な取組の実績につきまして、取りまとめをしている最中でございます。次回の審議会には概要をご報告する予定としております。

また、今年は 2 月に大雪がございましたが、昨年 4 月には凍霜害、そして秋には台風と大変激甚な気象災害が発生しました。

特に 2 月の大雪につきましては、県下の 1 万 5,000 棟を超えるパイプハウスなどの生産施設の倒壊、損壊といった被害が発生したところでございます。現在、こうした施設の復旧が本格化しているところですが、県といたしましては、この下旬に開会となります 6 月定例会に補正予算案を提案し、市町村、生産者団体と連携して全力で支援に当たってまいりたいと考えているところでございます。

さて、国が昨年 12 月に農林水産業・地域の活力創造プランを公表いたしました。攻めの農林水産業を展開するということで、担い手への農地の利用集積など 4 つの改革を行うことといたしまして、本年度から新たな施策をスタートさせたところでございます。今回の国の農業政策の内容といたしましては、ご審議いただきました県の食と農業農村振興計画の方向性と基本的に一致しているというふうに認識しております。国の新たな政策を本県といたしましても積極的に最大限活用して取り組みをさらに加速させ、中山間地域が多い本県の農業農村を持続的に発展させていくため、計画の一部につきまして見直しを検討してまいりたいと考えているところでございます。

本日は、国の政策転換や平成 25 年度の取組状況などから、見直しが必要と思われる事項につきまして、ご説明し、見直しの視点などについて検討していただきたいと考えているところでございます。委員それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願いを申し上げましてご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【農業政策課 奥原】

ここで、資料の確認をさせていただきたいと思っております。皆様の机の上に置いてございます資料でございます。1 つは、審議会の次第と書かれたもの。それから A 3 の縦になりますが、資料 1 と右肩にある、国の農政改革の概要についての 2 枚の資料。それから、資料 2 といたしまして、左上に小さいポイントですが「第 2 期食と農業農村振興計画」の見直し検討というものでございます。このほかに資料の 3 ということで、A 3 の横の 2 枚紙で

「しあわせ信州シェアスペース」ということで一番最後に説明申し上げます。それから食農計画の本冊でございます。それと、これは国のパンフレットになりますが、「新たに農業農村政策が始まります」というパンフレットです。以上ご用意させていただいておりますが、洩れているものございましたらおっしゃっていただきたいと思います。それではこれから議事に入ります。よろしいでしょうか。

議長につきましては、会長にお願いするということですのでよろしくお願いいたします。

【茂木会長】

おはようございます。本審議会の会長を務めさせていただいております、茂木信太郎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私、信州人を離れてしばらくになりますが、時々信州に参ります。昨晚もこちらに泊まりまして、今日も冒頭司会の方から蒸し暑いので上着を脱いでというご指示がありました。東京から来た私にとってはとってもさわやか信州。私上着を脱がなくても全然さわやかでございますので、皆さんどうぞお脱ぎください。また、せっかくでございますので、冒頭印象だけ2点述べさせていただきます。

本審議会も女性の委員の方がそれなりの割合を占めるようになってまいりまして、今国際的な様々な評価基準では日本の女性の社会進出が大変遅れている。一言でいうと男女比が歪であるということで、国際社会ではかなり叩かれているという状況ですけれども、本審議会の趨勢は国際社会の日本国の名声を高める上で多いに寄与していこうと思っております。

最後になりますが、私は日頃東京で住まい、生活しております。東京で見聞きするニュース、あるいは消費者の声、日本農業への関心が今世紀に入ってこれほど高まっている年はないのではないかと感じております。地産地消の話もあれば各地の具体的な農業生産物、それに類するものの紹介、これが洪水のごとくあふれかえっていて、その話題で沸騰しております。

実態的にはやや心もとない部分がありますけれども、それらも含めて国民の理解が大いに進んでいるというタイミングであると思っておりますので、今日限られた時間でございますけれども皆さん前向きに議論していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3 会議事項

- (1) 国の農政改革の概要について
- (2) 第2期長野県食と農業農村振興計画の見直しの提案（総括）について

【茂木会長】

それでは議事に入らせていただきます。今日は会議事項ということで議事、議題を拝見

いたしますと 4 項目設けられております。順次、次第に沿いまして議論してまいりたいと思います。

まず、最初に（１）国の農政改革の概要について。振興計画が昨年制定されて具体的な施策が展開されているわけですが、この間に国の農政改革の新しい方向がでることによって何かしら調整の必要があるか。あるいは変更の議論が必要かどうかということについて、次回の審議会の議論のベースをつくりたいということの主旨でございます。

（２）が第２期、今の振興計画ですけれども、従いまして（１）を受けて見直しの必要が「有る」「無し」の議論をお願いしたいと思います。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

【山本農業政策課長】

農業政策課長の山本智章でございます。それでは、資料１について私の方から説明させていただきます。

まず、「国の農政改革の概要について」ということでA3の大きな縦版の資料がございます。先ほど部長の挨拶にもございましたとおり、昨年12月に国は今後の我が国の農業のグランドデザインとして、「農林水産業・地域の活力創造プラン」というものを策定いたしまして農林水産業を成長産業にするために、攻めの農林水産業を展開していくとしております。

そのために4つの改革を行うとしておりまして、それにつきましては、別冊の国の作りました資料がございますが、一番最初のところに4つの改革という記載がございます。「農地中間管理機構の創設」「経営所得安定対策の見直し」「水田フル活用と米政策の見直し」「日本型直接支払制度の創設」、この4つの改革を進めていくということで、この4月から新たな農業施策をスタートしていくということでございます。

この内容につきましては、詳細な内容がこのパンフレットにございますので、またお時間があるときにご覧いただきたいと思っております。今日はそのおさらいの意味で内容につきまして簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

先ほどの縦長の資料1をご覧いただきたいと思っております。最初の改革の切り口でございます「農地政策」です。左側の現状の欄をご覧いただきますと、農地につきましては関係者が連携して利用集積を進めてきておりますけれども、担い手への集積率は国が49%、長野県では39%に留まっております。遊休農地につきましても再生活用に努めているところですが、新たに遊休化する農地もあるなど、加速的な解消にはつながっていない状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、国は右側の改革の内容の欄に記載のとおり各都道府県に農地の中間受け皿として、農地中間管理機構というものを整備することといたしました。

ちなみに本県では、長野県農業開発公社を農地中間管理機構に指定をしまして、現在実務の開始に向けて準備を進めているところでございます。

この機構につきましては、貸借を中心といたしまして、農地の流動化を進めて農作業の効率化を高めていくために、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮を

して、必要な場合には機構が基盤整備等を行った上で貸付を行っていくということとされております。

また、円滑な農地の利用集積を図っていくために機構の一部業務は地域の実状に精通をしております、市町村やJAなどに委託ができるようにするなど、関係機関の連携、役割分担のもとに事業を推進することとしています。

次に2点目の切り口でございます「米政策」であります。資料中程ですが、左側の現状の欄を見ていただきますと、米の需給調整につきましては、国が毎年米の生産数量目標を配分するという手法によって、生産調整が実施されている訳でございます。農家が生産調整に参加しやすいように、目標達成した販売農家には、平成25年度は一律10アール当たり15,000円の米の直接支払交付金などが交付されております。

国は、こうした現在の米の需給調整の手法を農業者や生産者団体が中心となりまして、需要に応じた生産が行われる体制を整備するとともに、水田をフルに活用し、飼料用米や野菜など需要のある作物の生産を振興して、意欲ある農業者が自らの判断によって作物を選択する状況を実現していく必要がある、ということで右側の改革の内容のような見直しをすることといたしました。

右側の欄の①の米の生産調整でございます。平成29年度までは国が目標を配分する現在の手法を継続しまして、平成30年度からは、行政による目標配分に頼らずに農業者や生産者団体が主体的に判断をして、需要に応じた米生産ができるように環境整備を行っていくこととされております。

また、②の米の直接支払交付金につきましては、現在10アール当たり15,000円でございますが、これにつきましては交付単価を10アール当たり現行の半分の7,500円に引き下げまして、29年度までの4年間に限り交付し、30年度以降は交付をしないということに制度を改めたところでございます。

以下③以降に各種の交付金の改正について記載がございますけれども、価格補填制度などにつきましては、交付対象者を担い手に限定するとともに、飼料用の米などの非食用米に対する助成金を増額するという見直しが行われたところでございます。

続きまして「地域政策」でございます。一番下の欄ですが、現在農地の多面的機能の維持・発揮等を支援するために国では3つの交付金が交付されております。

①の「農地・水保全管理支払交付金」につきましては、農業者と地域住民が連携して農地や農業用水の保全管理を支援するものでございます。

②の「中山間地域等直接支払交付金」につきましては、中山間地域等の条件不利地域と平地との生産コストの差額を補正するために、農地や農道の維持等の生産活動経費を支援していくものでございます。

③の「環境保全型農業直接支援対策」につきましては、有機農業などを行う農業者の掛かり増し経費を支援いたしまして、環境保全効果の高い営農の取り組みを支援するものでございます。

昨年度までこの3つの制度があったわけですが、これらの全国における取組状況、あるいは本県における取組状況につきましては、そこに面積を記載してございますが、ほぼ横

這いで推移をしており頭打ちの状況となっております。

こうした状況を踏まえまして、国では国土保全や水源のかん養、集落機能など、農業農村が果たしている多面的な機能を維持していくための取組を広げていく必要があるということで、右側の改革の内容に記載がありますように、地域内の農業者が共同で取り組む活動を支援していく、日本型の直接支払い制度が創設をされたところでございます。

この制度につきましては、全国の農振農用地が約 400 万 ha あるわけですが、これを対象としまして、先ほど説明しました「農地・水保全管理支払交付金」を右側の①－1の農地維持支払と、①－2の資源向上支払に組み替えるというふうに制度が改められました。

①－1の農地維持支払につきましては、農地の法面の草刈りなどとか、水路の泥上げ、あるいは農道の砂利の補充などであるとか、農地の多面的機能の維持保全を行う基礎的な活動を支援するものでございます。

①－2の資源向上支払につきましては、水路やため池などの農業用水利施設、農道等の軽微な補修、あるいは施設の長寿命化のための活動など、地域資源の質的な向上を図る共同活動を支援するものでございます。これらの支払いにつきましては、いずれも農家個人ではなく、取組を行う共同組織に対して交付をされることとなっております。

従前からありました「中山間地域等直接支払交付金」、「環境保全型農業直接支払対策」につきましては、現行の基本的な枠組が維持されるということになっております。国の農政改革の対応につきましては以上でございます。

続きまして2ページをお願いいたします。「第2期長野県食と農業農村振興計画」の見直しについての提案でございます。

1の計画見直しの背景でございます。第2期の食農計画につきましては、昨年2月に策定をいたしまして、25年4月から計画に基づく取り組みをスタートして、1年余が経過したところでございます。そして、ただいま説明いたしましたとおり昨年12月に国が新たなプランを公表し、4つの改革の柱を示して、新たな国の農業農村政策が動き出したということでございます。

その内容につきましては、プランの中では①として輸出促進や、地産地消の推進などによる国内外の需要の拡大、②として6次産業化等の推進による農林水産物の付加価値の向上、③として農地中間管理機構の創設や、米政策の見直しなどによる生産現場の強化、④として日本型直接支払制度の創設などによる農業の多面的機能の維持・発揮でございます。

県といたしましては、今回、国が示した新たな農業・農村政策の内容につきましては、本県の計画の方向性と基本的に一致をしていると考えておりまして、国の新たな施策を最大限に活用しまして、目標の実現に向けた取組をさらに加速をしていくために、今回、第2期の計画を一部見直してはどうかと考えているところでございます。

この審議会におきまして計画の進捗を早めるための取組、あるいは目標値の変更などについてご議論をいただくとともに、規模拡大や大幅なコスト削減が困難な中山間地域における農業の方向性についてもご議論いただきまして、必要に応じて計画の部分的な見直しを行ってまいりたいと考えております。

2の計画見直しの主な視点でございます。事務局といたしましては、記載の4つの視点

を中心に検討を行って参りたいと考えております。

まず、①から③までの視点につきましては、国の農政改革の動きに関連する項目でございます。

①の担い手への農地の利用集積につきましては、新たに設置された農地中間管理機構の活用によって、担い手への農地集積をどのように加速していくかという視点で、

②の米や地域振興作物等の生産振興につきましては、米の生産調整や経営所得安定対策の見直しに伴いまして、今後の水田農業のあり方や、水田の有効活用、地域の実情にあわせた米や地域振興作物の生産振興の方向性という視点で、

③の地域ぐるみで取り組む農地・水環境の保全活動の推進については、多面的機能支払制度の創設によりまして地域の農地の保全活動に取り組みやすくなったということから、本県における取り組みをどのように充実強化をしていくかという視点でそれぞれ検討を進めていったらどうかと考えております。

また、以上の3つの視点に加えまして、25年度、昨年度の振興計画の推進状況を踏まえまして見直しを検討する必要があるものが④と※印の部分でございます。

④の農産物等の輸出促進につきましては、本年2月に輸出に意欲的な県内事業者などによる協議会が設立されまして、農産物の輸出を積極的に展開する体制が整ってきたということから、本県における農産物の輸出をどのように進めたらよいかという視点での検討とともに、農産物の輸出額の達成指標を新たに設定するという点についても検討を進めてまいりたいと考えております。

※印のその他、達成指標「信州プレミアム牛肉の認定頭数」の検討につきましては、視点ということではなく検討が必要な項目ということでございます。関西市場での認定頭数が大きく増加し25年度の実績が既に29年度の目標を達成しているために、指標の見直しを検討したいということでございます。

計画の主な見直しの視点といたしまして以上の4つの視点についてご説明をさせていただきました。これらの項目の他に見直しを検討する必要があると考えられる項目がございましたら、委員の皆様から幅広くご意見を頂戴したいと考えております。

また、検討にあたりましては中山間地域の多い本県の特性を踏まえた視点からのご議論をお願いできればと考えております。なお、ご提案させていただきました4つの見直しの視点につきましては、その詳細につきまして後ほど関係課長、室長からご説明申し上げます。

次に、右側の3の計画見直しのスケジュールをご覧いただきたいと思っております。審議会につきましては、今後8月下旬、10月下旬の2回開催させていただきまして、計画の見直しの検討をお願いしたいと考えております。また、県内の10の広域ごとに設置をされております地区部会につきましても7月と9月に開催をさせていただきたいと考えております。事務局といたしましては、10月末までに改定案を策定いたしまして、パブリックコメントなどの手続きを経て、来年度、平成27年度からの県の施策に反映できるよう改訂計画の公表を行ってまいりたいと考えております。

なお、審議会につきましてはTPP交渉の進展など大きな農業情勢の変化があった場合

には、随時開催をお願いすることもあろうかというふうになりますが、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

【茂木会長】

ありがとうございました。今、会議事項（１）（２）についてご説明をいただきました。私が理解したところを確認させていただきます。まず資料１につきましては、現状から改革の内容と矢印がついていますが、国から新しい４つの改革方向が示されたということでございます。

「農地政策」のところについては、これは私たちもこういう方向性は計画の中で謳ってきましたけれども、さらに具体的に中間管理機構を整備、強化して、農地全体の強固材としての性格を一層明確にしていくという方向であると思われまふ。

次の「米政策」のところでは、生産調整については今年度平成 26 年度ですから、今年度含めてあと 4 年間の継続の中で、5 年後からはおそらく改廃という方向を目指しているという確認だろうと思ひます。しばらく前から議論はありましたがそれがいよいよ具体的な形で示された。

関連した交付金については、いわゆるばら撒きではなく農業の主体者に絞り込んでいくという方向性が出ているかなと思ひました。

3 目目の下の「地域政策」については、私たちの計画の中でも各方面から検討してきた、多面的機能を具体的により深めていくという政策が国からも示された、というふうに今説明を伺って理解をいたしました。

従ひまして、それを受けまして本振興計画の見直しの方向というものは、各論はこれからという議論ということですが、私の理解のポイントは 2 つありまして、1 つは少しスピードアップしたほうが良いのでは、前倒しできるものは早めていくということが 1 つ。それから、特に「地域政策」についてはより深めていく、強化していく。そういう方向で見直しの方向性がでてくるのではという認識をもって事務局のご説明をお伺ひしておりました。

スケジュール的には、本日は見直しする必要が「有る」「無し」を含めて、有るとするとどういふ方向性でということをよく議論していただいて、その見直しの具体的な内容については第 2 回あるいは第 3 回の審議会の中で結論を得ていくというような理解ですが、このような認識でよろしいでしょうか。

【山本農業政策課長】

そのとおりでございます。

【茂木会長】

では、そんな方向で議論をしていただきたいと思ひますが、全体的な、総括的なお話は私の理解である程度まとめさせていただきました。もちろん各論に入れば議論百出であらうかと思ひますが、とりあえず全体的な方向性について何かご質問ご意見ございましたらぜひともご発言お願ひしたいと思ひますがいかがでしょうか。

特によろしければ、また各論のところに色々な関連した議論が当然出て参ると思いますので、そこでまた入念にご検討いただければと思います。議事を進めてよろしゅうございますか。

(3) 第2期長野県食と農業農村振興の見直しの検討（項目別）について

【茂木会長】

それでは、(3)「第2期長野県食と農業農村振興計画」これは現物がお手元にありますが、今の総論を受けて各項目別に議論をしていくということでもあります。ただ、議論の性格がアとイというふうに二つに分かれておりまして、アについては今ご説明いただいた国の政策全体がかなり大胆に、これまでのように文言を重ねて何となく延命、継続していくのではなく、本格的に様々に対応していく。より具体的にどう対応するかということは(2)の話だと思います。先ほど総論の説明でもありましたがイの25年度、昨年度ということですので、実績が出ているものについて改めて一昨年度立てた計画でよろしいのかどうか、というところの見直しを諮りたいということだと思います。まず、アの国の農政改革に関するものという議論から先に進めてまいりたいと思います。これに関しては資料の2の5ページまでを見ればよろしいでしょうか。では、事務局の説明をお願いいたします。

【上杉農村振興課長】

農村振興課長の上杉壽和でございます。A3横 資料2をお願いいたします。まず、はじめに項目の1でございますが、担い手への農地利用集積の促進でございます。なお、お手元の振興計画にピンクの付箋のついた部分があったと思いますが、併せてご覧いただきたいと思っております。

【茂木会長】

すみません、質問ですが。資料に付箋が貼ってありまして、色替えて①、②、③、④とありますが、その資料項目の①、②、③、④に対応しているという理解でよろしいでしょうか。

【上杉農村振興課長】

そのとおりです、よろしくをお願いいたします。最初に現状、現計画における位置付けでございますが、施策の展開の一つの柱でございます「夢ある農業を实践する経営体の育成」におきまして、アといたしまして高い技術と経営力を持つ企業的農業経営体の育成を進め、これらの経営体が地域農業の主力となる農業構造への転換を目指すということをしております。そのために、農地の利用集積による規模拡大を促進することとしまして、「人・農地プラン」の作成と実現に向けた取り組み等記載の支援を行っているところでございます。

また、表の下にイとして「地域農業を支える活力ある組織経営体の育成」を促進するた

め、農地の利用調整活動により集落営農組織の効率的な農地利用を進めているところでございます。

これによりまして、中程の表にございますように担い手への農地利用集積率を平成 29 年度で 51%、面積で 55,000ha を目標とするところでございます。

次に、下段の状況の変化・新たな施策でございますが、国の 4 つの農政改革の柱の一つ、担い手への農地集積、集約化につきまして、先ほど山本課長が説明しましたが、本県では一番下の 3 の長野県農業開発公社を長野県の農地中間管理機構として指定しまして、現在実務の開始に向けて準備を進めているところでございます。

この、農地中間管理機構の業務につきましては、その上の 2 のところ。①から④で記載してございますが、業務の内容も含めまして事業全体の概要を、ページをおめくりいただきまして 2 ページに参考として載せましたのでこちらの方で説明させていただきます。

農地中間管理機構が行う事業は中央の枠内に記載のとおり、農地の借受け、貸付け、貸付けまでの間の農地の管理、また必要な場合に行う基盤整備などの条件整備でございます。

業務の流れといたしましては、まず、機構が農地の借受希望者を公募しまして、また、出し手からの農地の貸付の指定を受け付けます。これを元に人と農地の調整を行い、貸付先を選定して農地の利用配分計画を作成いたします。機構の借受ルールにつきましては左上に、貸付先を選定にあたっては中段に記載してありますが、現在これらを含めました事業規定を策定しているところでございます。

機構が策定しました農地利用配分計画は最終的に県の認可、公告等の手続きを経てこの計画による農地の利用権が設定されることとなります。なお、その下に農地売買支援事業とありますが、農地の売買事業につきましては従前同様に行ってまいります。

この事業の実施には市町村や農業委員会、JA 等との連携協力が不可欠でありますので、右下に記載していますとおり、業務の一部を市町村等に委託して地域の実情に則した運用を図ることとしております。

また、この機構を活用することにより農地の出し手に対するインセンティブとして、左下でございますが、機構へ農地を貸し付けた地域や個々の農家に交付する地域集積協力金、耕作者集積協力金、経営転換協力金がございます。

ページをお戻りいただきまして、1 ページの右側でございます。本県における対応等でございます。認定農業者や集落営農組織等の地域の担い手の生産性の向上を図るため、農地中間管理機構を有効に活用することにより、農地利用の効率化を促進してもらいたいと考えております。この農地中間管理機構につきましては、今後市町村や関係団体との連携協力体制を構築するとともに農業者への PR などを行い、本年秋以降に貸借等の実務を本格的に開始する予定です。

農地集積の目標としては、3 月 31 日に策定いたしました農地中間管理事業の推進に関する基本方針において担い手への農地の利用集積率を 10 年後の平成 35 年度に 68% と設定しております。本審議会におきましては農地中間管理機構という新たな政策を実施することにより担い手への農地利用集積が加速することが見込まれますので、現計画の達成指標の見直しについてご審議をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【北原農業技術課長】

続きまして3ページをお願いいたします。農業技術課長の北原富裕でございます。よろしくをお願いいたします。②の米や地域振興作物等の生産振興の部分でございます。特に国の政策転換の中では水田農業の部分が大きな部分になるのではと考えております。

現状、現行計画の状況ですが、本冊では27ページから33ページに記載がございます。「自信と誇りを持てる信州農畜産物の生産」の中の特に土地利用型作物の部分でございます。現状、3点ほど要点を記載させていただいております。長野県産米については、全国トップクラスの単収と高い1等米比率がございます。

一方、国内マーケットは量的に縮小傾向にあり、さらに消費者の求める価値というものは多様化、複雑化しているという現状でございます。その中で、展開する施策の方向性といたしまして経営規模の拡大と安定化の支援。消費者に選ばれる特徴ある高品質米の生産、実需者ニーズに対応した麦・大豆・そばの生産拡大、これが現行計画の大きな方向性となっております。

達成指標といたしましては大きく2つございます。1つは環境にやさしい米づくり。これを22年の基準年に対しまして1.5倍まで伸ばしたい。二つ目は実需者ニーズの高い県オリジナル品種の生産拡大をすることということで、米につきましては、平成24年に新たにデビューさせました県オリジナル品種の「風さやか」、これを800haまで伸ばす。さらには、麦・大豆・そばの5品種で、22年の基準年に対して3倍の950haまで伸ばすという現行計画でございます。

状況の変化、国の施策の部分でございますが、先ほど農業政策課長の方からご説明申し上げたとおりでございます。大きくは米政策の見直しとしては、米の需給調整の手法を見直し、平成30年産からは生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた生産が行われる体制を整備していくということでございます。

2つ目は経営所得安定対策の見直しということで、米の直接支払交付金につきましては26年、今年から半額の10アール当たり7,500円とし平成29年をもって廃止。また畑作物の直接支払交付金ですとか、米・畑作物の収入影響緩和対策、これにつきましては、来年の平成27年度産から対象者を担い手に限定していくということです。3点目といたしましては、水田フル活用の推進の中で、麦、大豆、さらには飼料用米、また野菜などの地域振興作物への取組を支援するための産地交付金の拡充等を行うということでございます。

これらの国の制度見直しによる本県への影響等でございますが、右側の3点ほど記載させていただいております。一つは5年後に、需給調整機能が仮に的確に働かないとなった場合、米価の大幅な暴落という危惧がある。二つ目は担い手への施策の集中という中で、一方では担い手以外の生産者の収入減少の恐れがある。3つ目といたしましては、本県のように農地条件に恵まれない中山間地域が多い中では、コスト低減が難しい中で、これからの水田農業の今後の方向性についてどのような検討をしたらよいか。大きく3点でございます。

現在、私どもがこれに対しまして26年から将来に向けて対応しているものを6点ほど記載をさせていただきました。1点目は、29年産の生産数量目標が配分されるまでの間につ

きましては、市町村、生産者団体と連携して生産数量目標に基づく計画的な米の作付けを推進するということと併せ、30年産に向けての検討を始めるということでございます。

また、この検討にあたっては、国に対して30年度からの新たな需給調整システムの姿が見えませんか各県での検討が進みませんので、この姿を早く明らかにしていただくように要請をしているところでございます。

また、27年に向けまして集落営農の取組、認定農業者の認定、こうした担い手の育成を進めるということが2点目でございます。

3点目は担い手農家にあつては、水田の利用集積による規模拡大と低コスト生産、さらには消費者や実需者との結びつきの強化、こういうものの支援をしていくということでございます。

4点目の中山間地域の部分でございますが、この部分につきましては後ほどご説明申し上げます、日本型直接支払制度の活用、さらには特色ある米作り、それから、米以外の収益性の高い作物への転換、また、6次産業化の取組、これらの様々な取り組みを行うことより、水田農業の維持を図れるような施策を検討したいということでございます。

5番目の主食用米の生産につきましては、先ほどから申し上げております県オリジナル品種、環境にやさしい栽培方法の導入、さらには実需者との契約取引の推進、こういうことの中で、売れる米作りを推進するというところでございます。

一方、飼料用米ですとか、米粉用米、加工用米、さらには輸出用米、酒造好適米、このような主食以外の米の生産振興についてしっかりと対応していく方向で今検討しているところでございます。

6番目といたしましては、このような中で麦・大豆の作付け推進ですとか、園芸作物の品目導入、生産振興、こういうものに対する支援策を講じていくという状況でございます。このような中で計画の見直しの視点でございますが、先ほどもご説明させていただいたとおり、今後の水田農業のあり方、米や地域振興作物等の生産振興の方向性について、ご検討をいただきたいということでございます。

【赤羽農地整備課長】

続きまして4ページをご覧ください。農地整備課長の赤羽昭彦でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、私の方から③の地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動の推進についてご説明させていただきます。

まず、4ページの左側上段、現計画における位置付けですけれども、本冊では96ページから97ページに施策展開6の美しい農村の維持、活用の、アの農山村の多面的機能の維持と環境保全について位置付けております。

内容ですが、○印の一行目でございます、農地や農業用水路等の保全管理の推進を目的とします、農地・水保全管理支払事業と、○印の2行目になります、中山間地域の継続的な農業生産活動の推進を目的とします、中山間地域農業直接支払事業で構成されております。○印の3行目の表ですが、達成指標は地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動面積として、記載の2つの事業を組み合わせ平成29年度に25,000haを目標としてお

ります。

次に下段の状況の変化と新たな展開ですが、先ほどから説明しているとおり、国は農政改革の一つとして、日本型直接支払制度を創設いたしまして、これに伴いまして平成 25 年度までの、農地・水・保全管理支払事業を、本年度から多面的機能支払事業に見直しまして、多面的機能の適切な発揮のための活動を広げていくこととしています。

4 のところでございますが、現在国会で農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が審議中でして、この中には①の多面的機能支払い、②中山間地域直接支払、③の環境保全型農業直接支払が 1 本の法律で位置づけられる予定でございます。

ここで、多面的機能支払事業について政府の概要をご説明させていただきます。次の 5 ページをお開きください。

5 ページの左側、1 のはじめでございますけれども、農地の多面的機能の維持・増進を図るため、農業者が共同して取り組む地域活動や、農地、水路、農道など、地域資源の補修、更新などの活動を支援するものであります。

制度の概要ですが、平成 25 年度までは上段の農地・水保全管理支払交付金として実施されておりましたが、矢印にございますように 26 年度からは多面的機能支払交付金として創設、組み替えされております。

内容は(1)の農地維持支払と(2)の資源向上支払いの 2 つの柱で構成されておまして、活動組織に対して対象活動ごとに記載の交付金が支払われます。具体的な対象活動ですが、5 ページの右側の表をご覧ください。多面的機能支払いの対象となる共同活動の概要を記載しております。

上段の(1)の農地支払いは、農地の法面の草刈や、水路の泥上げなど、農地、水路、農道を適切に管理するため、農業者あるいは農業者と一緒に地域住民が行う共同活動を支援対象としております。その下の(2)資源向上支払いは、中段の①地域資源の質的向上をはかる共同活動といたしまして主に施設の補修等の活動を。また、その下の②の施設の長寿命化のための活動は、老朽化した施設の更新などの本格的維持活動を支援するものでございます。

申し訳ございません、4 ページに戻っていただきます。

4 ページの右側、本県における対応等でございますが、農地の多面的機能の維持・増進を図るため、農業者や地域住民等が共同で行う活動や、農地や水路などの地域資源の質的向上に資する活動を日本型直接支払制度を活用しまして、積極的に支援してまいりたいと考えております。

最後に、下の段の計画の見直しの視点ですが、委員の皆様方におかれましては上段にあります 2 の多面的機能支払いと 3 の中山間直接支払事業を組み合わせました、地域ぐるみで取り組む、農地・水・環境の保全活動の取り組みをどのように充実強化していくか。また、活動面積の見直しについてご意見をいただきたいと存じます。説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

【茂木会長】

ありがとうございました。

今、議事のところで、(3)のア、国の農政改革に関するもの、つまり国の農政改革の開始に伴って、昨年度から本件の振興計画として着手されている様々な案件についての見直しをかけるべく項目についてご説明をいただいたということでございます。

説明はかなり詳細にわたるもの、あるいは「視点」ということになりますと、一行でこういった方向でということでございますけれども、最初に確認しましたとおり、本日はどういう見直しの方向、視点を持ったらよいかという確認作業が本審議会の主目的でございます。次回8月下旬、あるいは10月とこれから予定されております審議会で本格的な討議をしていただくための予備的な討議という位置づけになろうかと思えます。

従いまして議事案件につきまして事細かに数字をいじくって決着をつけるという議事進行ではございませんので、広いお立場でご意見をいただければと思っております。

私が今委員会名簿を見させていただきまして、おそらく直接的に項目が3つございましたが、これに各委員の先生方それぞれが関与する部分があると思えますが、より直接に関与される方々に先にご発言をいただいたらいかがかと思えましたので、私、議長の指名で1については小山委員と嶋崎委員から先にご発言をいただきたい。あるいは2については、武田委員からご発言をいただき、3については濱委員からご発言をいただき、その後に皆さんでご討議いただきご意見を表明していただくという形で進めていきたいと思えます。

あと、この審議会で本日は特に念押しされているのが、僕の記憶ですとだいたい午後やるので割とゆったり議論するのですが、今日は午前中12時で打ち切りなのです。12時からそれぞれご予定がある方も多ということで、議論する時間が不十分かもしれませんが、その点は今日なるべく大枠で議論を出していただいて、足りない部分はもちろん議論は詰めますが、次回に向けてまた追加できるようにご意見を頂戴するという、2段構えで臨みたいと思えます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

では、担い手への農地利用集積の促進、これは農業会議、あるいは農業委員会が重要な役割を担ってきたという経緯がございますので小山委員から何かご発言をいただけますでしょうか。

【小山委員】

それでは、ご指名ですので今の状況をおつなぎしたいと思います。非常に農村が高齢化して大変な状況にあるというのはみなさんの共通認識だと思いますが、そのような中であって農地をどのように有効活用するかということが中心的な課題だと思います。

国も県も今後の方向性についてはこのようなことで良いのではと思います。ですが、各論になりますと、なかなか難しい課題がたくさんありまして、どのようにそれを進めていくかということになります。

特に全体的には担い手の農地集積の関係は、お米の産地、土地利用型の農業をしているところはそんなに大きな問題はないと思えます。長野県は特に果樹、野菜、園芸作物をやっている所が多く、それをやることによって今まで営農を維持してきたという経過がご

ございます。今後の中で土地利用型の農業についてはこのような方向性でよいと思います。それ以外の農業についてどのような形で具体化をさせていくかということが大きな問題だと思います。

特に、現在進めております人・農地プランというものがすべて前提になってこういうものを進めていくわけですが、特に私どもの住んでおります北信の地帯は比較的果樹が主体です。農地の財産の上に、木という財産があり、その財産が畑によってまちまちである中で、非常に複雑になっているわけです。そういう中で農地集積をして利用効率を高めていくということが、現場に立って見ると非常に大変なことでございます。

この前も、国の方たちにお話を聞きますと、「あくまでも農地利用集積は水田を前提としたことなので、果樹についてはあまり考えていない。」とお話をされたことがあったのですが、突き詰めればそれが本当の話ではないかと思えます。だからそれをどのような形で長野県に合ったものにしていくか。または、他の県でもみかんの産地、東北でもリンゴの産地と色々あるわけですから、そういうところでかなり参考になる事例があればそういうものを積極的に取り入れて、長野県に合ったものにしていくことが大事だと思っております。

参考までに、長野市でも果樹ができなくなったところをどうするかということですが、それは担い手の人たちに土地利用型の農業に変えていくということで、麦等の栽培をお願いし、いままでのリンゴ園が麦畑に変換して行くという事例が非常に多いのです。

そういうことをしていったら、担い手に農地を集積していくというのが今のところとれる荒廃化しないで最大限の策と考えております。なかなか荒廃化した果樹、できなくなった果樹栽培に、そこに果樹の再興を図るということをやりたいのですが、現状難しいという状況です。

担い手の方たちが農地を集積して果樹栽培を始めるとなると、到底今のメンバーではできないし、労力も伴わない。かなり集積している営農集団もございしますが、管理に非常に問題がありまして周囲から苦情をいただいている例もあって、なかなか土地利用型の農業のような管理ペースで果樹栽培の継続は難しい。あくまでも農地利用集積については、土地利用型の農業を想定すればこの方向で良いと私は思っております。

【茂木会長】

どうもありがとうございます。私、大学で流通論を講義しておりますが、この中間管理機構というのは、流通業でいう問屋さんに相当するのかなというような見立てをしております。全体を促進していくのに、よりこの機能を強化したいということでありますが、土地利用型とそれ以外はそれぞれ別個に議論した方がよい、あるいは組み立てた方がよいという有益なご提言をいただきましてありがとうございます。

非常に小山委員から良いつなぎをしていただきましたので、では大規模野菜経営を実践され農地集積を進められていて、かつ全国的にモデルケースとして着目されています嶋崎委員からも一言いかがでしょうか。

【嶋崎委員】

はい、すみませんまずお願いですが、まず先ほどご説明のあった農地中間管理機構が、秋以降本格的になるということですが、できれば農地を借りる方と貸す方が並行してうんぬんと書いてあるのですが、できれば一日でも早く借り手の人の募集をスタートしてほしい。どうしてもスタートが遅れることが課題だと思いますので、やる以上は全部揃ってからやるのではなく、どちらでも早くスタートしてもらおう。

もう一つは今日の土地利用型を見ていると、私は野菜ですが、どうしても米農家の人たちだけを見て、米農家の人たちに麦を作りなさい、大豆を作りなさいということだけに補助金が出ていたりしております。長野県は面積が狭い訳です。これについては、米農家の面積と野菜農家の面積というのは全然違うのです。一つ考え方としては、米農家さんの次の世代に変わる時に野菜農家に変えていくという。TPPも関係ありませんし、是非これを県として他の県と違って実際に米が減ることよりも消費と生産のバランスを見ると、今後は米作りから畑作りに変わることが必要ではないか。これは技術と人の問題が大きな問題です。これはぜひ県にお願いしたい。

いずれ麦、大豆、そば含めて無くなる可能性もあれば、野菜という長野県のものを検討していただきたい。3ページに「風さやか」という品種がありますが、不勉強ですみません。今野菜もそうですが果物もそうですがマーケットインなのです。今、コシヒカリ馬鹿がいて、コシヒカリをつくれれば、柔らかいコシヒカリがあればそれでよい。それはおかしな発想なのです。「ゆめぴりか」にしても、山形の「つや姫」にしても県が一生懸命ブランド化をして売り込んでいる。

では、今、九州はどうしているかという、九州はどんどん米を増やしている。堅い米を作ろう、ブランド化していこうということで、米問屋さんと組んでものすごい品種改良をしている。底辺ではものすごく人気が出ている。

是非長野県でも、反収では全国トップクラス、高い一等米の比率がある。これだけのものがありながら、新潟県のコシヒカリは有名ですが、長野県の米は全然有名でないというのは大きな問題です。一流ブランドが作れるものでありながらやらないのは、後4年で減反が無くなります。是非この数年以内に「風さやか」がいいのかどうなのかはわかりませんが、よく買っていただける、マーケットイン、我々も売れる野菜を作るのと同じように、売れる米を長野県のブランド米として数年かけて県の技術力をもって作っていただきたいというお願いです。

最後にもう一つ。担い手、担い手とありますが、もう一回長野県における担い手とは何ぞや、という定義をしっかりと。たとえば85歳のお年寄りを担い手ということはおかしいのであって、逆を言えば長野県は基本的には後10年以上農業のできる方を担い手ですとか、認定農業者かつ後何年できる方が担い手ですとか、できればオリジナルの担い手という定義を謳ってほしい。いくつかお願いいたしました。

【茂木会長】

大変ありがとうございます。直接関与が強そうな方にご発言をいただきました。両者に

共通したご提言は、「土地利用型」でイメージされるものとそれ以外のところ。施策的にも少し峻別されたらどうか、というご提言。大変良い意見だったと思います。

嶋崎委員からはプラス4点、1つは早くやれ。野菜をもっと考えろ。これは冒頭で私申し上げましたが、やはり首都圏で農業がなぜ話題となっているかという「野菜」です。ニーズがたくさんあるということがわかります。野菜農家の扱い。3つ目がブランドの立ち後れ、発想の立ち後れ、マーケットインでもうちょっと本格的に構え直した方がよいというご提言。最後は担い手とは誰かということをも具体的に規定する。こういう確認でよろしいですか。

【嶋崎委員】

ありがとうございます。

【茂木会長】

では、2の地域振興作物等の生産振興、こちらは逆に大規模稲作経営を実践されています武田委員にご発言をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【武田委員】

武田です。私たちが農業経営者協会の中で大きな水田、果樹もやっています。特に水田ということですので、集積をして何が問題かということ、大体大きな方ですと100haある方もいらっしゃる。10ha以上ある方が大規模といわれているのですが、お米は乾燥調整というところがあります。農協さんに出さないというわけではないのですが、大体自分のところで大規模農業経営者は乾燥調整をするわけです。これ以上また土地が集積されてきますと、また設備投資をしなくてはいけない。どうやってやるのという問題があります。

また、私が思うに一人5haくらいが適正規模、夫婦二人で10町歩。それ以上集めてきますと粗放管理となって逆に米の品質なりが落ちる。また、草刈り等ができなくてなかなか手が回らない状況となる。適正規模はどこなのかというのは、なかなか地域で違うと思います。

このあたりが経営の問題。特に今、大型機械は、100馬力近いものを使っております。このトラクターは、春先使ったら秋まで動かない。私がよく思うのは、これは私も聞いた話なのですが、各地域で田植えの時期が違って代掻きも違うので、遅い地区へそのトラクターを持って出稼ぎに行く。1ha位まとまっていれば、入札でもなんでもやらせていただきたい。それによって機械の消却が早く進む。

それとまた、大型機械をその地域で買わなくてもすむ。地域間でやれないか。県境を越えてまで経営している方もいるくらいです。長野県の中でも投資、投資で水田は特にそういったものが大きいので補助金もいただくのですが、ここら辺が大変問題でしょうし、また、今はすごい米余りで、1万円を割っていくというなかで、投げ売り状態が市場では続いている。とても今、再生産ができる価格帯では無くなってきている。今年の気候によるのですが。

そこの中では稲プラスワンという、先ほど嶋崎さんもおっしゃったように何を作ればよいか。私は野菜をやったり、これから米も安くなるので米から脱却しなければいけないと考えています。野菜については、つい最近も中信で雹（ひょう）の被害があり、今年の豪雪でも被害がありました。私は思うのですが、都会付近では企業さんもやっている施設型、ハウスでやれば天候に左右されない。ハウスに対して何か助成なりを県でやってほしい。

特に東北はイチゴで津波の時がっつとやられてしまったけれども、今、相当復帰してきています。施設型でやれば自然災害にも強いですし、そういうものを推進していただきたい。それには技術者が必要であります。私は日々普及センターに来ていただいて相談したり検討したりしています。優秀な技術者。そういう方を、たとえば県の方でも、JAの方でも他県に派遣して、先進地といわれる場所、昔長野県で言えば長芋とかりんどうとかみんな東北にとられてしまった。そういうような所から、逆に長野県に引っ張ってくる。人と技術を持ってくるようなことを考えていただきたい。

もう一つは小作料、土地の使用料が私たちの地域ではこれくらいですが他所はどうだ。私はたまたま白馬村ですが、新潟では1反当たり12,000円払っている。いやそんなに払っているのかという所もあるし、5,000円という所もある。先ほどの機械の流動性からしてみても各地域の地代とか、畑を一反部借りたらいくら貸し借りをしているのかという情報が欲しい。そんなに安く借りられるのであれば、まとまれば行きたいという気持ちもありますので、そういう情報の開示もお願いしたい。以上雑駁ですが。

【茂木会長】

はい、ありがとうございます。これはタイトルが「米や地域振興作物等の生産振興」という、いかにも、すいませんこういう言い方して、20世紀的タイトルで、従って面積・数量が前面にでてくるような作り込みになっていますが、むしろ問題は面積・数量とあわせて、あるいはより前の方に経営問題を書かなくてはいけないというご指摘をいただいたと思います。

経営として成り立たせるためにはどうしたらよいか、ということをつくらませていく。場合によっては機材の貸借などの新しい経営システムの考案なども検討しなくてはならない。更には技術交流、情報交流ということでしょうか。他県に技術を学びに行く、あるいは他県の経営情報を収集、共有してみんなで検討する素材を得たい。

プラスアルファ、それを実際に現実化してもらうための技術者、いわゆる農作物系の技術者というだけではなくてマネジメント、経営の専門家の技術者という視点も盛り込みたいということであったと思います。大変貴重な有意義なご意見、ありがとうございます。

それでは、③について地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動の推進について、これは中山間地域で農業経営を実践されており、濱委員からご発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

【濱委員】

濱と申します。果樹というよりも本当に中山間地域で畑や田圃を営んでいるものです。

私の理解が不足しているのかもしれませんが、自分の家に当てはめた時のピンポイントでちょっと質問させていただきます。実際に一枚の田んぼに引いてくる間にも、水路を草刈りしたり、泥上げしたりしなければならないところが 300 メートルくらいあります。実際に自分でやっているのですが、これも今後ここをみますと資源的向上支払いという、この写真ですが、農業者及び地域住民の行う活動ということになっております。これで老朽化部分の、土水路からコンクリート水路への更新とかという場合には、ものすごい長い距離を考えた時にここで 10 アール当たりの単価がでておりますが、これが実際見合うものなのかどうかこの数字の根拠もお聞きしたい。今自分でやっている分には、今後もこれをやり続けていくことなのか。理解が及ばないのかもしれませんが、教えていただきたいと思っております。

【茂木会長】

今の点は事務局からございますか。地域でこれは取り組みましようというお話であったかと思っております。そうはいつでも地域、地域いろいろな事情がございます。

【赤羽農地整備課長】

300 メートル位水路を引っ張ってきてという部分をみなさんで維持管理をされているということですね。その維持管理費、草刈り、泥上げ等、皆さんで共同組織を組んでいただいて位置付けをしていただければ対象となります。直していく部分で、補修だとか 5 ページの真ん中に、水路のひび割れ、補修というものも対象となりますし、一番下の長寿命化のための活動として、水路のコンクリート化ということもできます。

基本的に単価は左側書いてあります 10 アール掛ける 4,400 円とか、2,400 円という数字になります。これが見合うかどうかという話につきましては、いわゆる長い水路を全て直そうというわけにはいかないと思っております。そういった場合には、長い水路については別の補助事業がございますので導入していただき、長い水路は長い水路で別途直していただく。

部分的にここを 5 メートル直しましょうとか、この部分がひび割れているので材料支給してもらって直しましょうということではできますので、そんなに大規模でないものは、今回の支援事業でほとんど見ていただけますし、もっと 300 メートル、400 メートルというような話でしたら別の補助事業を使っていただければ対応できる仕組みになっております。

【茂木会長】

ありがとうございます。あと、今日委員名簿で 7 の秦委員がご欠席ですが、書面で意見を届けられているので、私のほうで読み上げさせていただきます。

《秦委員 書面》

地域ぐるみで取り組む農地、水環境の保全活動の推進について

1. 多面的機能支払制度の創設により活動面積の再設定については、適切な面積を再設定されたい。

2. 現在国会審議中の法案を踏まえ、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払、の3事業を目標設定するとともに項目名称についても見直したほうがよろしいのでは。

というご意見を頂戴いたしましたので、事務局及び委員会で共有したいと思います。よろしく願いいたします。

今までのところでさらにご意見等ございましたらご発言を、皆さんいかがでしょうか。では、後ほど全体での意見等させていただきご意見もいただきますので、とりあえず国の農政改革に関する形で3つの項目を提案の指針というものがあつたのですが、今いただきました委員の先生方の意見もこれに含めながら、この視点にそつて見直し作業を進めていくという方向で確認してよろしいでしょうか。

ありがとうございました。ではそのより具体的な内容につきましては、8月、10月で議論を継続してまいりたいと思います。

では、続きまして議事では3のイでございます。25年度、昨年度の取り組みの結果既にこの点についても併せて見直しを掛けていきたいという項目が、事務局のほうから提案されますのでそちらについては御説明をお願いいたします。

【中島農産物マーケティング室長】

資料2の6ページご覧ください。農産物マーケティング室長中島でございます。農産物等の輸出促進について説明をさせていただきます。現状及び現行計画における位置付けですが、本冊の58ページから記載してあります、信州ブランドの確立とマーケットの創出におきまして、マーケット需要の把握による戦略的な生産販売拡大と輸出促進というところに位置づけられております。

展開する施策の方向性といたしましては、意欲ある事業者が中心的となつた戦略的な輸出の促進、海外での信州ファンを増やしていくということです。

具体的な施策としましては輸出に係わる商流や物流、そういった様々な情報を収集しまして、輸出に意欲的な生産者等に発信する。ターゲットとなる国や地域を定めて、そこでマーケットニーズを把握すること。把握したニーズに基づき商談会などを開催し取引を拡大する。また、販路開拓のためにプロモーション活動を支援していく、ということでございます。

次に農産物等の輸出を取り巻く状況の変化でございます。3つ記載してございますが、まず1つ目が、国が農林産業を成長産業にするということで、その1つの戦略として昨年の8月に「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を策定しました。その戦略により農林水産物食品の輸出額、現状4500億程度を平成32年度までに1兆円にするという目標を掲げたところです。

2つ目に記載しております、12月に公表されました農林水産業、地域の活力創造プランでは、その1つの柱として輸出の促進などによる国内外の事業拡大が示されたところであります。

また 3 つ目といたしましては、長野県におきましては今年 2 月に輸出に意欲的な農業者の方、生産者団体、農産物を扱っている流通業者の方々、商社、こういった方々と行政が一体となって継続的な商業ベースの輸出を促進しようということで、長野県農産物等輸出事業者協議会というのが設立されたところでございます。

輸出に向けた今後の対応方法ですが、消費人口の減少などによりまして国内マーケットが縮小傾向にあり、意欲ある担い手が安定した農業経営を行うということについては、拡大が見込まれます海外の食市場を獲得することを目指しまして、農産物の輸出を積極的に促進していくことが必要だと考えております。

このため経済成長の著しいアジア諸国を有効なターゲットといたしまして、先ほど説明いたしました輸出事業者協議会の生産者のメンバーが中心となって、県のオリジナル品種の輸出を促進するといった、本県の優位性を生かした輸出に取り組む体制を整えていきたいと考えております。

その際、輸出先をアジア諸国の中でも経済発展の著しい、記載のシンガポール、香港、台湾、タイを重点国地域といたしまして、本県の主力でございましてりんご、ぶどう、そして需給調整の手法の見直しが行われます米を重点品目といたしまして、国の輸出戦略に掲げております「産地間連携」、こういった取組、オールジャパンの輸出とも言われております、そういったものとも併せて取り組んでいきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、県産農産物の継続的な商業ベースの輸出を拡大するにはどのように進めていくべきかご議論いただくとともに、先ほど申しました輸出環境を取巻く状況の変化を踏まえまして、新たに農産物の輸出額を達成していくということに関しましてもご議論をいただきたいと思っております。説明は以上でございまして。

【本井園芸畜産課長】

園芸畜産課長の本井治でございます。続きまして、資料 7 ページをお願いいたします。達成指標「信州プレミアム牛肉の認定頭数」の検討についてでございます。

振興計画の本冊の緑色の付箋のついたページ、41 ページから 44 ページの関係になります。41 ページのところにも記載がございますが、現状と現計画における位置付けの中で、信州プレミアム牛肉の認定頭数の増加という項目です。

信州プレミアム牛肉につきましては、「おいしい信州ふど（風土）」の中の、プレミアムのひとつで、安全、安心の確保に加えまして、おいしさを担保といたしました本県の和牛牛肉のブランドとして生産振興しているものでございます。

この信州プレミアム牛肉につきましては、平成 21 年 4 月から県内の食肉処理場に出荷されました牛を対象に県が認定する制度として始まっております。この認定にあたりましては、安全、安心の確保といたしまして、県が定期的に農場の衛生状態の確認、出荷牛の衛生検査を実施しております「信州安心農産物の生産認定農場」で飼育された牛であるということ。おいしさを担保といたしまして、従来の枝肉格付け規格に加えまして、おいしさに影響する指標として注目されております、オレイン酸の測定数値を基準に加えまして全国に先駆けた基準を設けております。

現計画における位置付けの中におきましては、平成 22 年度を基準年度とする中で、目標年度を平成 29 年度には 2.5 倍の 2200 頭を認定する計画であります。表の中で 23 年度以降の実績数値が記載されておりますが、平成 22 年度以降の認定頭数は年々伸びてきております。

24 年度の実績におきましては、本県からの出荷が多い大阪、京都など関西地域の食肉市場でも 24 年 12 月から認定を開始いたしまして、認定頭数は県内の増加分と合わせまして前年度より 6 割ほど増加しております。昨年度、25 年度については年間通じて関西地域で認定が行われたこともございまして、前年度に比べて更に 5 割ほど増加いたしまして、目標年を上回る頭数を現在認定している状況でございます。

下の状況の変化・新たな施策をご覧いただきたいと思っております。このように信州プレミアム牛肉の認定頭数の増加の要因といたしましては、新たな認定農場の増加、肥育牛の飼養管理技術の向上が考えられます。その中で、えさについてもオレイン酸を測定する基準を設けられたことにより、飼育農家の脂肪の質に対する意識が向上いたしました。オレイン酸が高くなるような飼料も検討されているという現状もあります。

また、県外の関西市場になりますが計画策定時は年間 900 頭を見込んでおりましたが、飼養管理技術の向上等ございまして、認定農場の技術レベルが向上しました。目標を上回る 1316 頭が平成 25 年度認定をされたということでございます。

右側になりますが、本県における対応等でございます。信州プレミアム牛肉につきましては、牛肉の風味、口どけに影響するオレイン酸の含有率を指標とした全国初のブランド牛肉であります。こうした取り組みは本県以外でも、鳥取、大分、石川県でも実施が始まっております。このほかの和牛の産地でもこのオレイン酸に着目したブランド化に向けた取り組みがあります。

そこで、現在信州プレミアム牛肉の生産基盤の強化を図るために、遺伝的に優れた繁殖雌牛を県が認定してその雌牛からさく出した受精卵を活用した優良肥育素牛の生産拡大を進めているところです。

今後、優秀な繁殖牛から生まれた子牛の追跡調査を行うなどいたしまして、その結果を元にしてオレイン酸の含量を増やす飼育方法を確立して普及させていきたいと考えております。そのような取り組みをする中で、認定頭数増加に向けた取り組みを考慮して指標の見直しを検討したいと思います。よろしく願いいたします。

【茂木会長】

ありがとうございます。最後のところは项目的な方向性ということではなく、最近余り聞かないのですが、見直しというのは情報の見直しということですね。もちろん検討の結果どうなったというのはここからの議論でございますが。

右肩下がりの話が多いなかで、右肩上がりのお話があるということはいいですね。

4 に返りまして農産物等の輸出促進ですが、本県における対応等ということで、これは輸出であれば是非宮坂委員のお話を伺いたいのですが、お酒と項目のところには書いてないですね。一応輸出と言えは事業者として最も着目度の高い、成功を収めております宮坂

委員からご発言をお願いいたします。

【宮坂委員】

宮坂でございます。まず、最初に私は自分が農業をするというわけでもなく、お米を作っていたでいて、それを買わせていただいて作っているということです。

一つ皆さんがこの議題についてこれだけの討論をするという目的です。ただ農業を増やそうということだけでなく、私としては、長野県は長寿県ですし、素晴らしいところです。なのに人口減少が激しい、その中で今の数字をみているとどんどん10年後増やしていくという方向です。ということは人口を増やさないとまずいけないと思います。そのためには、振り返ってみますと私も主婦ですので買い物に行きます。買い物に行った先で見かけるのは長野県産の野菜、米、肉は少ないです。もっと長野県民が長野県ものを消費して子供たちに食べさせてほしい。今の長寿というのはご高齢の方が長生きをしているだけで子供は少ない。今後長野県がどうなるかという、長野県だけでなく日本全体が減少していくのですが、そのあたりの問題がすごく大きいと思います。ではどうしたらよいか。

長野県はすばらしく、美しい農村、おいしい食べ物があり、この県から離れられないというようにしなければいけないと思います。

多分ここに出席されている方も、毎日たべているもの振り返ってみると、たとえば海外のものであったり、納豆でも村田さんの納豆を食べている方は少ないと思います。大手メーカーの納豆をたべてしまっていると思います。やはりそのあたりから見直しをしなくてはいけないと思います。

酒米ですが、私どもは「美山錦」、「ひとごち」、長野県産米の白馬のお米を使わせていただいています、実は大吟醸といって品評会に出すお酒は「山田錦」といって長野県のお米ではないです。私どもは長野県のお米を使いたい。やはり、長野県でよい米、酒米ができれば、世界中に売れるかもしれない。お酒もいずれは日本酒といわれているが、世界中で、海外で作られるといわれる場合もあるわけです。

今、我々の蔵にも今年も、フランス、イギリスからお酒造りの勉強に来ている若者たちがたくさんいます。決してアジアだけではなく、ヨーロッパです。イギリス、スウェーデン、ノルウェーから1ヶ月くらい泊りこみでお酒の造り方を習いに来るのです。この長野県のすばらしい酒米、人材育成して農業の研究、我々杜氏もやっておりますが、良い酒米がつくれれば海外にも売れてくる。そういう時代にいずれはなると思います。

今までのお話の色々なものも、全て海外に向けてそして長野県に来る。実はただお米をつくるだけでなく、そういうお酒を作りたいという人は、実はスウェーデン、イギリスだったり、自分たちでシェフを連れてくるのです。お米でも、野菜でもできてしまって終わりではない。どうやって食べさせるか、どういう加工物になるか。これも6次産業だと思いますが、良い加工所があり、加工所にもしかしたらイギリス人のシェフがアドバイスにきて、物ができて日本国内、海外にも売れる。それが長野県のブランドとして売れていく。

後からお話がありますが銀座のすばらしいアンテナショップで売られてくれば、そこへ

来た外国人が、「どこだ？」東京から 2 時間半でいける。まして新幹線が通じます。東京からどんどん海外の人が来ると思います。そこで海外の人たちを受け入れる受け口を作ること。

先ほど農業の借り手の募集がありましたが、これも中国人や海外の人たちが住むようになるかもしれません。その方たちが農業をやりに来るかもしれません。そういう時に、高齢化で空き家になっているところや、そういうところを手直しというところを始めなくてはいけないと思います。

あと、農林のほうですが今、安い海外の輸入材がたくさん入ってきて皆さんばたばたと家を建てててしまいますが、先日 S B C の番組で、原君という炭焼師の奥さんが、横須賀からこちらに移住して長野県の山を守ろうとして材木業をやっております。そういう材木業の担い手も必要だと思います。これから作る長野県の資材を使った家を建てる場合は補助金が下りるとか、そういうことをしていけば、皆さんが安い方向に走らず山が守られて長野県の美しい景色がさらにできるのではと思います。

「ユカワタン」という軽井沢のレストランの浜田シェフ。この方はフランスでフランス料理の賞を受賞されましたが、彼こそ長野県の人材しか使わない人です。彼がフランスで賞を獲ったことでフランス人の有名なシェフが軽井沢に来て、長野県の食材を全て使って浜田シェフの作ったものとフランス人が作ったものを見させていただいたのですが、本当にすばらしく、すばらしい担い手が育っていると感じましたので、そういう方たちも前面に出しながらいけばよいと思います。

今月末には渋谷ヒカリエで、地元カンパニーの児玉社長が主催する「信州若者 1000 人会議」に私も主人と一緒にでて討論会をしてきます。そこには、東京で暮らしている沢山の若者たちが故郷を思いながら集まってくる。そういうところに、こういうような借り手募集、担い手の育成をするのも良いのではと思いました。

【茂木会長】

はい、ありがとうございます。実は私もフードサービスビジネスが専門でございます。今世界中で和食が大モテと申しますか大増殖していて、日本の食材が手に入らないような状況の中で、酒もローマ字読みで「SAKE」の売り場がどんどん増えております。

すみません、私会長ですが発言させていただきます。

伊勢丹の売り場でも酒売り場は拡充の一途で、とてもおしゃれに大きなスペースをとって売れまくっている。そこに誰が買いにくるのか。もちろん日本の方もくるのですが、海外からの方が殺到しているという状況。今、委員から「美しい村」という言葉もありましたが、長野の美しさ、その美しさに育まれる農産物というもの、世界中から着目されているという実情がございます。

ここは、輸出という言い方がされておりますが、業界用語では「アウトバウンド」いう言い方をしますが、「インバウンド」。海外から来ていただいて、実際に食していただき、その方がお土産でもっていたり、その後通販で買い求められたり、さらには現地に売り場ができたり。経済産業省はそのことをひっくるめて「クールジャパン」という形で施策

を遂行中でございます。そういうものとのリンク。ぜひこの中に埋め込んでいただくと、より具体的な輸出策の裏づけがされるかと思しますので、検討の一助にいただければと思います。どうもありがとうございました。

時間も迫ってまいりましたが、他にご意見等ございますか。今回は特によろしいですか。それではその他となっておりますが、議事の（４）その他について。

一応確認しなくてははいけませんね。輸出促進の見直しの視点、プレミアム牛肉の認定頭数の目標値についても見直しします、ということで議論の遡上につけさせていただきたいというご提言ですが、一応委員の先生方に確認していただいたということによろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

（４） その他

【茂木会長】

委員の先生方から、これもあれもやれとご指摘をいただければと思います。冒頭申し上げましたが時間的に制約がございますので、追加的にこの審議が閉じたあとでも個別にお寄せいただいたり、それは随時受け付けていただきますので、よろしく願いいたします。

【小山委員】

時間がないのにすいません。資料１の、２ページのところに６次産業化の話がでておりますが、色々な資料に６次産業化は出るのでありますが、私ども農家の立場からするとチームを組んで大豆であれば大豆を豆腐、味噌にして販売するというようなことは、なかなか農家の組織では大変なのですが、それを実際に実践している長野市内に大きな業者があるわけです。

野菜のカット工場も長野市内にいくつもあるわけですが、そういうところの実態を見ると、長野市内の野菜のカット工場をみても、たまねぎを１日大体１０トンつぶしている。３６５日休みなく。そのたまねぎがどこからくるかというと、ほとんど長野県内のもではなくて県外からきている。そういうことから見ると６次産業化も確かに名前的には、農家も交えた６次産業化はよいのですが、実質お金をとっていくということになりますと、地域にある公社、農、商、工連携がもっとうまくとればもっと６次産業化というものが前向きに実績があがっていくのでは。

小さい６次産業化では金銭的に問題があり経営的にも問題がある。実際に今やっている商工業者に農家とチームを組んでやればもっと実績が上がってくるのではと思います。それが今ファンドの方式もあるわけです。

もうひとつ、輸出促進の中で若手の農業者が今、タイとかに行って、野菜、米を盛んに作っています。それで実績をあげているところもあります。企業の海外進出もさることながら、農業者の海外進出も盛んになってきている。そういうことも資料として提供してい

ただければ、輸出ばかりでなく、非常にそういった点で面白みがある。

たとえば中国でりんご栽培をして東南アジアに供給するということを考えている方もいるので、そういう方向も将来の農業の若者の生きる方向性ではないかと思っております。それを検討していただければと思います。

【茂木会長】

大変ありがとうございます。有益なご指摘で。6次産業化の実態。地産地消も含めて、その中身を検討したいということと、海外進出についても物だけでなく、情報、技術、人、これらを含めてトータルで検討したいということでした。

では、とりあえず会議事項の(4)については、以上とさせていただきます。さらに4、その他、これについてご説明よろしくお願いたします。

4 その他

【農業政策課 奥原】

次第の4その他に入らせていただきます。事務局から情報提供が2点ございます。

【農業政策課企画幹 伊藤】

お手元の資料3をご覧くださいと思います。農業政策課企画幹の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

まず1点目でございます。しあわせ信州シェアスペース。これは県が設置するものでございまして、今年の8月下旬に東京銀座にオープンさせていただきたいと考えております。総合的な情報発信の拠点として、「人」、「物」、「こと」の3つにつきまして、長野県から全国に情報を発信していく拠点としてこういったものを作ってまいりたい。コンセプトは祭り「フェア」でなく「シェア」共有をしていく。「伝える」だけでなく「つながる」。「観光地」という部分だけではなく自分が関係する土地、深く繰り返しその地域を愛していただく。そのような場所になってもらえればという願いがこめられているとのことです。

場所は下にありますように、東京銀座にございます。東京メトロ銀座駅を出ていただきまして三越、和光等のある地域です。

内容といたしましては、単なる物産館、もの売りの場ではなく、信州全体を発信できる場としていきたいと思っております。

下に枠がございます。1階がリビングスペースとなっておりますが、信州の特産品等の販売、あるいはそこで実際に食べていただけるコーナー。2階はキッチン付イベントスペース。観光PRブースとなっております。キッチンがございますので、そこで長野県の食材等を使いまして東京等のお客様に信州の食材のよさを感じていただく。色々な情報の発信の場所として活用していきたいと考えております。

4階がコワーキングスペース、各種相談、長野の企業さんと東京の企業さんが打ち合わせ

をするというようなことに使えるような場所ということで設定しているところです。

詳細につきましては現在詰めているところでございますが、農産物の販売等につきましても、1階のリビングスペースで、組織を運営いたします信州長野県観光協会が販売等行っていく予定になっております。有料となってしまいますが民間の方の活用等も可能ですので、ぜひご活用につきましてご検討いただければと思います。

次に2ページでございます。最近の農業行政ということで記載してございます。先ほど来お話のございました、昨年12月の国の農林水産業・地域の活力創造プラン中で、今後の進め方という項目がございまして、規制改革につきまして、農業委員会、農業生産法人、農業協同組合について検討していくというふうにされております。

これに基づきまして、5月22日に国の規制改革会議から、こちらに記載の内容のような提言が出されております。農業委員会につきましては、組織、業務、制度の見直し。農業生産法人につきましては、生産法人の要件の見直し、事業拡大への対応。農業協同組合につきましては、組織、運営全体についての見直しの提言が行われております。このことにつきましては、今週中に与党自民党から提言に対する考え方が出され、今月6月中に一定の方向が出されるということでございますので、情報提供をさせていただきます。

【茂木委員】

ありがとうございます。2枚目のお話はこれ以降引き続いて色々な政策の提言ができてきますので引き続き注目していただきたいということです。

1枚目、東京銀座にスペースオープンと書いてありますが、これはオープニングのセレモニーとかやるのですか。もしそういう構えがあれば、中身はこれからというお話でしたので、ぜひ本振興審議会の委員の先生方にご案内を、ご招待状とは言いませんのでご案内をしていただければと思います。どうぞよろしく。

では他の議事はよろしいですか。では、本日の議事につきましては以上で終了でございます。私、途中で発言などして大変失礼いたしました。議長の方針としては出席委員の方には全員に何かしらご発言をいただくというのが方針で臨んでいたのですが、今回は残念ながら断念せざるを得ません。足りない部分は、次回の途中、意見提言等で補足していただければと思います。ご協力ありがとうございました。

【農業政策課 奥原】

先生ありがとうございました。以上で今日の会議事項は全て終了いたします。最後に山本農業政策課長から御礼のご挨拶と、閉会を申し上げます。

5 閉会

【山本農業政策課長】

本日は時間一杯、委員の皆様には熱心なご審議をいただきまことにありがとうございます。

した。今日いただきました、意見、ご提言を踏まえまして事務局といたしましては、速やかに計画の見直しに着手いたしまして、また、8月の下旬に次回の審議会を開催するということですので、直ちに皆様の日程調整をさせていただきまして日程を設定したいと思っております。今日は本当にお忙しい中ありがとうございました。次回またよろしく願いいたします。

【茂木会長】

すみません、8月の下旬というのは、候補日はいつですか。

【農業政策課企画幹 伊藤】

2つ候補がございまして、1つは8月21日午前中、もうひとつは8月25日の週ということで、まだ日は決まっておられません但皆さんにご相談させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

【茂木会長】

有難うございます。

【農業政策課企画幹 伊藤】

一点お願いがございまして。こちらの冊子につきましては貸し出し用で次回も使わせていただきます。この付箋の貼ってある資料につきましては、今日は席のほうに残していただくようお願いいたします。よろしく願いいたします。

【茂木会長】

これ、大人気で在庫がないのでしょうか。増刷するとかまた考えてください。とりあえず先生方にはお配りしているようですか。各所で非常に丁寧に作っていただいて写真も多いですし、事例も多いですので役に立っていただいていると思いますので、そういうことも検討してください。有難うございました。